

令和7年度住宅改修研修会【オンライン】 アンケート設問 解答

〔問1〕

介護保険住宅改修の対象として適切なものはどれか、ひとつお選びください。

- 1階に本人、2階に娘夫婦が居住。トイレや浴室は1階にあるが、2階には衣替えの際に行くことがあるため、階段に手すりを取付ける工事
- 居室のフローリングが摩耗し、滑りやすくなってしまったため、新品のフローリングに交換する工事
- 和式便器に被せていた腰掛便座の高さが合わなくなったため、新しい腰掛便座に交換する工事
- 要介護認定を受けている夫婦がいて、夫は手すりが、妻は踏み台が必要であるため、それぞれ必要な場所へ設置する工事

正解：要介護認定を受けている夫婦がいて、夫は手すりが、妻は踏み台が必要であるため、それぞれ必要な場所へ設置する工事

同居の要介護者が複数人いる場合、同一工事の費用を分けることはできないが、それぞれの状態に合わせて必要な工事を行う場合であれば対象になる。

(介護保険住宅改修における留意点について P13 A-4 参照)

・衣替えのために、2階への階段に手すりを取付ける工事

1階が本人の居住スペースであり、衣替えが2階へ行く理由である場合、日常生活上で階段を使用する必要性があるとは言えないため、適切ではない。

(P17 Q&A B-11 参照)

・フローリングの摩耗により、新品のフローリングに交換する工事

老朽化や経年劣化、破損を理由とするものは住宅改修の対象外であるため、摩耗を理由とする交換は適切ではない。

(P17 Q&A C-1 参照)

・既存の腰掛便座が合わなくなったため、新しい腰掛便座に交換する工事

腰掛便座は福祉用具購入の対象になるものであるため、住宅改修として交換するのは適切ではない。

(P20 Q&A F-3 参照)

〔問2〕

改修個所の写真について、適切ではない方法はどれか、ひとつお選びください。

- 手すり取付け工事において、写真一枚では手すり全体を写せなかったため、写らなかった部分を追加で撮影した
- 床面かさ上げによる段差解消工事において、改修前・改修後両方の写真で、物差しを使用して撮影した
- ドアノブ交換工事において、日付を入れる機能がないカメラなので、写真を貼り付けた用紙に日付を書き込み、提出した
- スロープ設置工事において、廊下の複数個所に設置する工事だったので、図面と写真の両方に番号をつけて提出した

正解：ドアノブ交換工事において、日付を入れる機能がないカメラなので写真を貼り付けた用紙に日付を書き込み、提出した

日付を入れる機能がないカメラ等を使用している場合は、日付を用紙に書き込むのではなく、黒板やホワイトボード等に日付を書いたものを、一緒に写し込んで撮影する方法が適切である。

(P7 ※3 ④改修前の写真について 参照)

その他の撮影方法や提出方法は、適切な方法である。

・写真一枚では手すり全体を写せなかったため、写らなかった部分を追加で撮影

(P8 ※3 ③改修後の写真について 参照)

・段差解消工事において、改修前・改修後両方の写真で、物差しを使用

(P7 ※3 ④改修前の写真について、P8 ※3 ③改修後の写真について 参照)

・廊下の複数個所に設置する工事だったので、図面と写真の両方に番号をつけて提出

(P7 ※3 ④改修前の写真について 参照)